

平成 29 年 10 月 25 日

## 論文作成サポート事業実施要領

### 1. 目的

本事業は、希望する者に対し、日本保健物理学会関連の有識者がデータ解析、論文作成等の指導・助言を行い、もって「保健物理」への論文投稿を促進するものである。

### 2. 対象

本事業は、原則として、日本保健物理学会員であるかどうかを問わず、地方自治体や民間企業等の環境放射線モニタリング、放射線管理等に従事する者を対象とする。

### 3. 方法

- (1) 本事業を希望する者（以下、「依頼者」という。）は、日本保健物理学会事務局にメールで依頼する。その際、別添の申請フォームに希望するサポートの内容等を記載し、メールに添付する。
- (2) 事務局が指名する担当者（以下、「担当者」という。）は、申請フォームをもとに、指導・助言を行う者（以下、「インストラクター」という。）を決定する。この際、担当者は、必要に応じ依頼者から依頼内容の詳細について情報を収集する。
- (3) 担当者は、依頼者にインストラクターの氏名、連絡先等を通知する。その後の作業は、依頼者とインストラクターが直接連絡（メール、電話等）をとり進める。
- (4) 依頼者は、作成した論文を「保健物理」に投稿するものとする。

### 4. その他

- (1) 本事業は「保健物理」投稿論文の査読を兼ねるものではないため、論文は「保健物理」の投稿細則及び投稿の手引きに基づき作成し投稿する必要があり、その後所定の方法により審査される。
- (2) 英文校正委託料等論文作成に必要な経費について、日本保健物理学会は負担しない。
- (3) 論文を執筆する際、依頼者はインストラクターと協議し、インストラクターを共著者とするか、指導・助言を受けた旨を謝辞に記載する。
- (4) インストラクターは、本事業により知り得た情報等を、依頼者の許可なく第三者に開示してはならない。